

令和3年度事業計画

1 基本方針

石狩湾海域において石狩湾新港（小樽港含む。）に入出港する船舶の航行と漁業操業の安全確保を図るとともに、入出港船舶による原因者不明の漁業被害を救済することにより沿岸漁業経営の安定等に寄与することを目的として、次の事業の推進に努めてまいります。

2 事業概要

（1）漁業被害救済助成事業

- ア. 石狩湾新港に入出港する船舶による原因者不明の漁業被害に対しては、被害発生時における船舶の航行状況や被害の実態等を調査検討し、救済金の適正な給付に努めます。
- イ. 石狩湾新港に入出港する船舶による原因者が明確な漁業被害に対しては、必要に応じて補償交渉への援助を行うなど、速やかな解決に努めます。

（2）漁業操業安全対策事業

- ア. 沖灯標が良好な状態で機能するよう、適切な維持管理に務めます。
- イ. 石狩湾海域における船舶の航行と漁業操業の安全を確保するため、次の取り組みを行います。
 - ・ 協定航路の周知徹底及び啓発指導（協定航路図の配布）
 - ・ 操業漁場図及び協定航路図入りカレンダーを作成し、関係団体に配布（作成：900部、配布：65団体）